

化管法

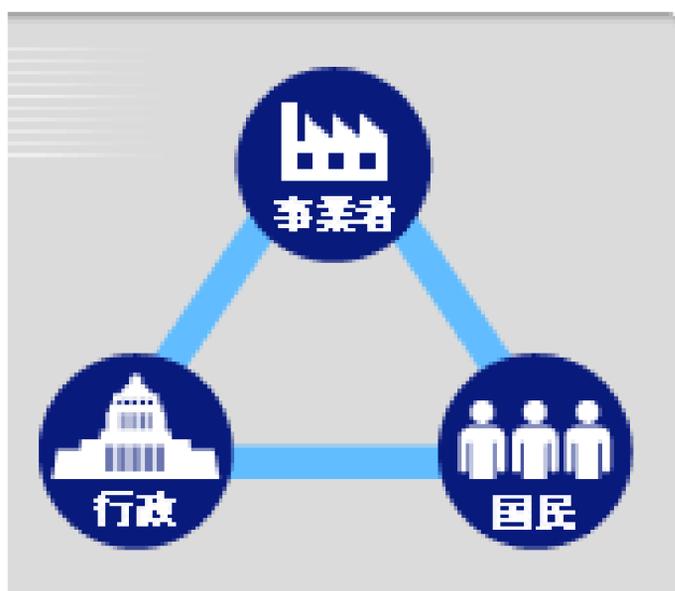
(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

のこと、ご存知ですか？

化管法とは、

PRTR制度とSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。

PRTR制度



製造業、燃料小売業、廃棄物処理業など
24業種が対象！

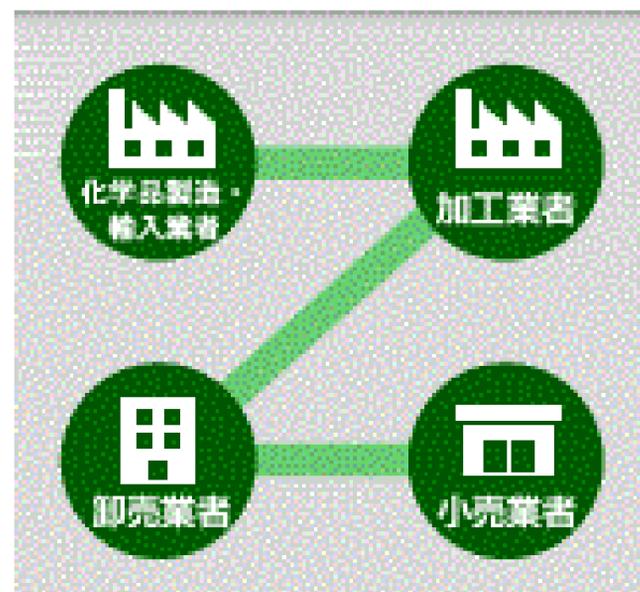
事業者は、対象化学物質を排出・移動した際に、その量を把握し、毎年度6月末までに国に届け出る義務があります。国等は、毎年2～3月に、集計データを公表しています。

※届出には便利な電子届出をご利用ください。

業種を問わず
全事業者が対象！

事業者は、他の事業者に、対象化学物質等を譲渡・提供する際に、その情報（SDS）を提供する義務があります。

SDS制度



詳細は、化管法HPをご確認ください

URL：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/

令和5年4月、化管法の対象物質が変わりました！

詳細は、化管法ホームページをご覧ください。

URL: https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

- 令和3年10月に改正政令が公布され、**令和5年4月に対象物質が変わりました。**

第一種指定化学物質は**462物質→515物質**に。

第二種指定化学物質は**100物質→134物質**に。

- 従来の政令番号に代わり、**1物質ごとに固有で対応する管理番号**が付与されます。

PRTR制度では令和6年度の届出から管理番号を使用。

【改正に伴う対象物質の切替え時期】

制度	実施主体	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
PRTR	事業者	把握（ 改正後物質 ）	把握（ 改正後物質 ）
	国	届出（ 改正前物質 ：令和4年度分）	届出（ 改正後物質 ）※管理番号を使用
	国	公表（ 改正前物質 ：令和4年度分）	公表（ 改正後物質 ）
SDS	事業者	対象（ 改正後物質 ）	

令和5年4月から対象物質が見直しされました。各サプライチェーンの事業者へ情報が行き渡るよう、改正に対応したSDSを共有していただくようご協力をお願いいたします。

化管法の概要・見直しに関するwebセミナー開催！

●化学物質管理セミナー2023（ライブ配信・オンデマンド配信）

本セミナーは、化管法の概要（PRTR制度、SDS制度）、2023年4月に施行された新たな対象物質に関連する改正政省令の内容など化管法対応のポイントをご紹介します。また、化学物質を取扱う事業者に関係の深いSDS・ラベルの作成、リスク評価等について解説します。事前登録が必要です。

【オンデマンド配信】2023年12月8日（金）～2024年1月25日

ライブ配信第3回・第4回の改正編を配信。

厚生労働省による労働安全衛生法（SDS提供・ラベル表示）の改正内容紹介もあります。



（詳細は、以下をご確認ください：開催案内掲載URL）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2023.html

PRTR届出は

電子届出

インターネットが 簡単！早い！便利！



ご存じですか？

PRTR届出事業所の80%が 電子届出です！！

届出書
作成・提出

PC1つで完結！！

事業所
追加

登録情報
変更

初めてでも大丈夫！ 充実のサポート！！



動画による操作説明

Youtubeで基礎編や実務編など、状況別に操作を確認できます



対話式AIチャットボット

わからないことを会話形式や単語で入力するだけで、必要な答えを的確に教えてくれます

詳しくはこちらを検索

PRTR はじめて



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



利用方法は裏面へ！

PRTR電子届出が選ばれている理由

届出者や事業所の情報がすでに入っているので...

届出書の作成・提出が簡単！

入力漏れ・単位等記載ミス防止機能付きなので...

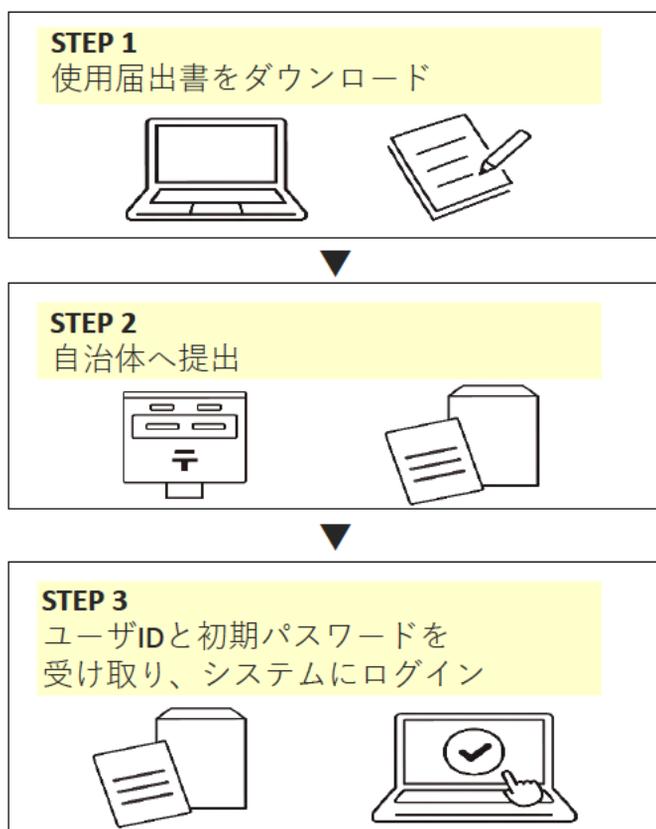
形式ミスが減り照会も減る！

照会事項にはシステム上で回答できるので...

都合の良い時間に回答可能！

さあ始めよう！最初のかんたん3ステップ

以下の手順で、ユーザIDとパスワードを受け取ります。



詳しくはこちらを検索

PRTR はじめて



【PRTR届出システムのお問い合わせ先】

NITE 化学物質管理センター
独立行政法人 製品評価技術基盤機構
☎03-5454-1683

(受付時間/月～金 9:00-17:00)

PRTR 電子届出



【PRTR届出に関するお問い合わせ先】

経済産業省
製造産業局
化学物質管理課化学物質リスク評価室

PRTR 経産省

